

平成16年度短期大学機関別認証評価委員会（第7回）議事録

1 日 時 平成17年2月28日（月）15:00～17:00

2 場 所 学術総合センター11階 1113 - 1114 会議室

3 出席者

（委員） 大塚，大野，上條，佐藤，澤井，清水，関根，鶴見，野口，丸山，
森脇の各委員

（事務局） 荒船理事，長谷川理事，川口評価研究部長，神谷学位審査研究部長，
荻上教授，馬場評価事業部長，田中評価第1課長 外

4 議 事

（1）評価部会及び専門部会の編成について

（2）専門委員の選考方針について

（3）選択的評価基準「研究活動の状況」の評価方法等について

（4）その他

（：委員，：事務局）

委員長 ただいまから短期大学機関別認証評価委員会（第7回）を開催いたします。

まず，議事に入ります前に前回委員会からの経過につきまして，事務局から説明をお願いします。

前回委員会後，昨年12月に機関別認証評価に関する説明会を実施いたしました。参考資料2にございます日程で各地で説明会を開催させていただき，128の短期大学，延べ203名の方にご参加いただきました。

その後，1月14日に文部科学大臣から短期大学の認証評価を行う認証評価機関として認証をいただいたところでございます。参考資料1はその認証書の写しでございます。

当機構はこの認証を受け，1月17日から認証評価の申請受付を開始いたしました。平成17年度実施分の認証評価につきましては，当初，2月10日を申請の期限としておりましたが，機構が文部科学大臣に認証をいただいてから申請までの期間が非常に短かったことから，申請期限を延長できないかといったご意見等もございまして，3月末まで延長させていただきました。また，自己評価書の提出期限につきましても，6月末とし

ていたところを7月末までといたしました。

評価手数料につきましては、本年の6月末までに納めていただくということでございましたが、予算措置が間に合わないとのことご意見もいただいております、平成17年度内の納入で評価を可能とすることとさせていただき、柔軟に対応し、より多くの短期大学に申請いただけるよう配慮しているところでございます。

これまでの状況につきましては、以上でございます。

委員長 申請受付や評価手数料の支払い等についてご配慮いただきまして、かなり期限を延ばしていただいたということでございますが、これは該当校としては非常にありがたいことであると思っています。特に公立短期大学の場合には、予算措置の関係もございますので、このような配慮については、感謝しているのではないかと考えております。

(1) 評価部会及び専門部会の編成について

委員長 それでは、評価部会及び専門部会の編成についてお諮りしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

資料3をご覧くださいと存じます。評価部会、専門部会につきましては、評価対象短期大学の状況に応じて適切に編成するとさせていただいているところでございますが、申請期限を3月末まで延長しておりますので、実際に平成17年度実施分の評価対象短期大学が決まりますのは4月以降になってくるかと存じます。

また、評価部会につきましては、本委員会細則第2条におきまして、委員会はその定めるところにより評価の対象となる短期大学ごとの状況を調査するため、評価部会を置くこととしております。

各評価部会では、複数の短期大学を担当していただき、評価結果を評価報告書としておまとめいただくこととなります。

評価部会の体制につきましては、人数、担当大学数に柔軟性を持たせてございます。これは評価対象短期大学が確定した段階ではっきりしてくる部分でございますので、本日は大枠のご審議をお願いしたいと考えております。

評価部会の構成につきましては、本委員会の委員数名と評価対象短期大学の状況に応じた専門委員に参加いただき、全体で10名程度の構成としてはどうかというご提案でございます。これまで機構では、認証評価の申請についてアンケート等で意向を伺っておりますが、その結果、申請が一番多い年でも20大学に満たない程度と予想されます。1つの短期大学を1人の方のみで評価するのではなく、複数の方がそれぞれが主体性を持

ってご覧いただくこととなるため、評価の実現可能性も考慮いたしまして、大体 10 名程度で評価することが適当ではないかと考えております。

また、(3)にございますように各評価部会の担当する短期大学数につきましては、実際に書面調査や訪問調査を実施していただくということ、また本委員会の委員の方にもご参加いただくという負担等も配慮し、1 評価部会当たり 7～8 短期大学程度を上限として考えてはどうかということでございます。

専門部会についてですが、本委員会はその定めるところにより、特定の専門事項を調査するため専門部会を置くことができるということでございます。特定の分野につきまして、短期大学の全体にわたって見ていただくことになるかと思えます。(1)の下に括弧書きで示してありますように、例えば財務に関する専門部会につきましては、申請のあった全ての短期大学について財務の部分をご覧いただくことを考えております。この専門部会につきましては、本委員会の委員 1～2 名と特定の分野に高い識見を有する専門委員で構成することを考えております。

評価部会及び専門部会の具体的な編成に当たりましては、申請状況を考慮し、検討していきたいと考えております。以上でございます。

委員長 評価部会は評価対象短期大学ごとに設けるということで、本委員会の委員若干名に専門委員を加えて 10 名程度で構成し、1 評価部会で 7～8 短期大学を上限として担当するというところでございますが、これは短期大学の申請数によって、多少変動があると思えます。

また、特定の専門領域、例えば財務について調査するために専門部会をおいてはどうかということ。その他、看護や福祉などの専門部会も必要性が出てくるかもしれませんが、それは申請状況を見まして考えるということにしてはどうでしょうか。何かご意見がございましたらお出しいただきたいと思えます。

それでは、特にご異存がないようですので、ご承認いただいたものとさせていただきます。

(2) 専門委員の選考方針について

委員長 続きまして、専門委員の選考方針についてお諮りしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

資料 4 - 1、4 - 2 に基づきご説明いたします。

まず資料 4 - 1、短期大学機関別認証評価委員会専門委員の選考方針について(案)でございます。この方針につきましては、これまで機構が行ってまいりました試行的評価の考え方を引き継いでいるところがございますが、専門委員は短期大学の教員及び機

構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、大学評価に理解と意欲のある方にお願いしたいということでございます。

(1)ピア・レビュアーという視点から、各専門分野における専門家として教育、研究に従事し、高い学問的業績及び識見を有する者、(2)短期大学の教育研究活動及び運営に関し、豊富な経験と高い識見を有する者、(3)教育学術に広くかつ高い識見を有する者、(4)当機構の教授等も該当すると思いますが、大学評価に関し、豊富な経験と専門的知識を有する者としており、以上のいずれかに該当する方を専門委員として選考してはどうかということでございます。

次に、選考に当たっては、評価対象短期大学の特性を踏まえつつ、留意する点として、(1)短期大学関係者と短期大学関係者以外の有識者とのバランス、(2)国、公、私立のバランス、(3)性差につままして、女性の委員にもお入りいただき、また、特定の地域に偏らないというような点に留意して、選考を行っていく必要があるかということでございます。

また、専門委員の数につまましては、本委員会において、評価事業の規模や内容等を考慮し定めていく必要があるということでございます。

別紙に専門委員の推薦依頼について示してございますが、ご覧のような短期大学関係団体、また学協会等、経済団体等に対して広く推薦をお願いしていきたいと考えております。

短期大学関係団体といたしましては、全国公立短期大学協会と日本私立短期大学協会がございしますが、候補者要件といたしまして、短期大学において、教育研究、運営等に従事して、大学評価に理解を持っているということ、また、ピア・レビュアーの視点ということで、教育研究、あるいは専門分野において高い学問的業績、識見を有する者をご推薦いただきたいということでございます。

学協会等につまましては、日本学術会議登録団体及び申請いただいた短期大学の状況を踏まえて、その他の関係団体にも専門分野において高い業績等を有する者の推薦を依頼したいと考えております。

また、経済団体等に対しましても、以下にございますような団体につままして、広く学識経験者をご推薦願いたいと考えております。

印のなお書きにつまましては、このような候補者要件にあわせまして、1ページ目にありますような選考方針に該当する方を推薦していただくように、各団体に対しまして依頼をしていきたいと考えております。

次に、2の(1)の推薦依頼方法でございますが、各団体に対しましては、機構の概要や、実施スケジュール、また、委員をお願いした際のその活動内容等を具体的にお示しして、適任者の推薦を求めていくということ、また、必要に応じて、機構におきましても、各団体からの推薦状況を勘案した上で候補者を推薦できるものとするとしております。これにつきましても試行的評価において行ってきたことございまして、単に機構の判断で推薦するというのではなく、機構に関与していただいている、例えば評議員、運営委員の先生方に適任の方をご推薦いただくことや、選考委員になっていただいた先生方からもご推薦いただくというようなこともあろうかということで、このような事項を設けたところでございます。

また(2)では、推薦に当たりましては、各候補者の学歴、職歴、受賞歴、評価活動等を記載した書類を求めまして、それに基づき選考を行っていただくということでございます。

続きまして、資料4-2 専門委員候補者の選出について(案)でございます。専門委員候補者の選考につきましても、機構内部の規定では、広く推薦を求め運営委員会の意見を聞いた上で、機構長が任命することとしておりますが、運営委員会の意見を聞くに当たり本委員会に選考委員会を設け、候補者を選考していこうという提案でございます。

また、当該選考委員の選出に当たりましては、認証評価委員会委員及び機構の専任教員の中から認証評価委員会の委員長が指名するものとするということで、委員長のご指名によって選考委員をお決めいただきたいと考えております。また、選考委員会の委員長につきましても、選考委員会委員の互選によって選出することとしております。

次に、選考委員会における選考手続きでございますが、この選考委員会で選考しました結果につきましては、本委員会に報告するものとするとしております。なお、やむを得ない場合には、選考委員会の選考結果をもって本委員会の選考結果とすることができるとしたいと考えております。この場合であっても、後日、本委員会に選考委員会から報告することとしております。

以上につきましてご審議をお願いしたいと思います。

委員長 まず、短期大学機関別認証評価委員会の専門委員の選考方針につきまして何かご意見があればお願いしたいと思います。

専門委員のイメージがまだよくわからないのですが、ここでいう専門委員とは、例えば人文系、教養系、教育系などの専門分野も全部含めて専門委員というのでしょうか。

実際に評価を担当していただく方を専門委員と呼んでおります。つまり、この委員会

の委員以外の方は専門委員という呼び名になります。

その方々が専門部会を構成するのですか。

場合によっては専門部会を構成するということになります。

そうすると、専門委員への就任をお願いするときには、そういう注釈はつけないわけですね。

まず、専門委員ということをお願いし、財務を中心に見ていただくということで財務専門部会をつくっていただくというような依頼になるかと思います。

今後、研究活動の状況について評価する際には、研究分野ごとに専門委員を揃えるような形で編成するのでしょうか。

もし必要であればそのような形になるかと思います。

まず、認証評価の申請書が提出されますと、具体的な評価対象短期大学が決まります。それに基づいて、評価部会を編成いたします。評価部会というのは、基本的にはここにいらっしゃる評価委員会の委員の方1～2名か2～3名、それに加えて専門委員の方をお願いする。その選考方針をこれからご承認いただきたいということです。例えば、A短期大学を評価する場合には、基本的にはその評価部会で提出された自己評価書に基づき書面調査を行い、それから訪問調査を行っていただくという構造ですから、最終的な責任はこの評価委員会ですけれども、実質的に評価を行うのは評価部会ということです。ですから、この評価部会が複数あり、評価部会の数に応じて1評価部会当たり10名程度の専門委員の方をお願いするということです。

その際に、特に専門性が要求される財務に関しては、担当の方は1つの評価部会が担当する短期大学だけではなくて、全ての評価対象短期大学について、1人ではなく何人かで見えていただいて、その結果を評価部会に出していただき、そこで全体の評価報告書をまとめていただくことになるということです。

それから、研究活動の状況に関する評価についてですが、今年度は実施しませんけれども、来年度に実施するとしますと、研究の場合には、文学あるいは理学というような分野がございますので、対象短期大学で行われている研究業績等の水準の判定を実施することになると思われます。その結果を持ち上げて、最終的な研究活動の状況について、評価部会においてご検討いただくということになるのではないのでしょうか。研究活動の評価についてはまだ確定していませんが、試行的評価の経験を踏まえると、このような体制が運用しやすいと思います。

もう1つ、対象短期大学によっては、非常に専門的な、ある特定の分野の専門部会が

必要になるかもしれません。なるべく評価部会のところで評価をしていただくというのが基本でございますが、これについては評価を開始しないことには判断できません。

大体このような状況だのご理解いただきたいと思います。

そうしますと、評価部会があって、必要に応じて専門部会を設けると考えたらいいのですね。

評価部会の中で、例えば複数の短期大学を担当するときには、その中で分担をしていただくと思いますが、基本的にはその評価部会で対象となる短期大学の評価を行っていただくという考え方です。

評価部会ごとに専門委員を委嘱する格好になるのでしょうか。それとも専門委員をたくさんプールしておいて、その中からその都度評価部会に適合した人を選んでいくというイメージでしょうか。

3月末までの申請によって、どういう短期大学が今回対象になるかということがわかりますので、その内容を検討して、例えば本委員会の委員の方に加えて、短期大学の内容によって専門委員を選任し、評価部会を組織することになります。

評価部会ごとに専門委員をあらかじめ固定的に委嘱しておくのですね。というのは、資料4 - 2によると、学協会その他に推薦を依頼し、多数の被推薦者の中から専門委員を選出していくとあります。そうすると、推薦団体から推薦されてきても、必ずしも専門委員にはならないという考え方ですね。

試行的評価の例で言いますと、各関係団体からかなりの数のご推薦をいただいて、その中から選考委員会において選考いたしました。

選考に当たりましては、例えば性差とか地域性などのバランスに配慮し、かつ対象短期大学の内容が決まってくるから、実際に関係団体からご推薦いただいた名簿の中からそれに即した方をお願いするということになります。

専門部会という会議が設定されるのですか。

例えば財務といったようなものについては専門部会が設定されます。

高等専門学校機関別認証評価の試行的評価の経験を申し上げますと、今ここで出ています評価部会は、A短期大学評価部会のように評価の対象短期大学の名前になるわけです。ですから、人文評価部会とか、自然科学評価部会とか、そういう名前ではないのです。

さらに、評価部会に割り当たる委員というのは、利害関係者はいけないわけです。また、看護関係の短期大学が担当である場合に、看護系の評価担当者が1人もいないよう

な評価部会でもいけないということになります。

ですから、推薦していただいた委員候補者の中からそれぞれの評価部会の構成メンバーとして適当であろう者を選考することになりますので、その10人ぐらいのチームの中には対象短期大学の内容に応じてそれぞれの専門分野の専門家もいなければいけないし、短大の経営に関する評価ができる方、短大の教員の方、それから短大の教員以外の方もおられなければいけない、そういう様々なファクターを勘案しながら、それぞれの対象校ごとに評価部会というものを決めることにより、高専の場合にはうまく運営されました。それをおおむね踏襲するというのが原案のイメージだと思います。

高専の場合にも、1評価部会が複数の高専を担当されたのですか。

高専の場合には、1つの部会が2つの学校を見ました。評価部会というのは、例えばA短期大学、B短期大学、C短期大学を担当する評価部会という形になります。そこに、例えば対象短期大学の名前を当ててしまえば、ABC評価部会と言ってもいいわけです。

それから、今年はかなりの評価部会を用意して、対象短期大学が少なかったために非常に評価の密度が濃くなった、また、違う年度には対象短期大学が多いために非常に密度が薄くなったなど、年度によって評価に差が生じてしまうことは非常に問題ですので、申請の状況に応じて評価部会の数を伸縮できるように考えています。

また、財務を見る専門部会というのは、どうしても必要になると思います。当該短期大学の自己評価の分析、書面調査及び訪問調査は各担当の評価部会においてできる形が一番よいのですが、分野等によって難しいということであれば、別途それに対応した専門部会を設置することも必要かもしれません。

補足でございますが、専門委員候補者の推薦に当たりましては、不特定多数の方を推薦いただくのではなくて、どういう学問分野の短期大学から申請があったかを見た上で、どのような分野の方が必要か、大体どのぐらいの人数が必要であるかということになるかと思えます。そうしますと、すでに範囲を絞られた中の候補者ですので、ほとんどの方が専門委員になる可能性はあり、何人かの方はなれないかもしれませんが、いずれにしても選考委員会で選考していただくことになるかと思えます。

また、専門委員は、当該年度の評価が終了した時点でその職務は終わるわけですが、さらにもう1年やっていただくなどの考え方もあろうかと思えます。毎年申請短期大学に応じて各関係団体に専門委員の候補者を推薦いただくのも、学協会、関係団体としてはなかなか大変ということもございますので、ご推薦いただいた専門委員の候補者の方々には2年分ぐらいの効力があるというようなことも考えられるのではないかと考えて

おります。

委員長 いずれにしましても、短期大学は多様性に富んでおりますので、申請状況に応じて専門委員を選考することにさせていただきたいと思いますが、ほかに何かご意見はございますか。

専門委員の中に機構の教授とありますが、この教授は特任教授とか客員教授も含めてすべてと理解してよろしいでしょうか。

特任教授と客員教授も含めております。

評価部会間の調整も必要であろうかと考えられます。また、試行的評価の場合には、訪問調査に機構の教員が何らかの形で全て参加するようにいたしました。当初につきましては、専門委員になるかどうかは別にしましても、何らかの形で機構の教員が加わって実施したほうがよいのではないかと考えております。

ですから、例えば訪問調査の場合には、評価部会の委員の方が何名かと、機構の教職員若干名が加わることとなります。その場合に、機構の教員がその評価部会のメンバーである場合もあるでしょうし、そうではない場合もあるという形になると思います。

委員長 ほかにご意見はございますか。それでは、ご異存ないようですので、選考方針については以上のようにさせていただきます。

続きまして、先ほど説明がございました専門委員候補者の選出についてお諮りをしたと思います。専門委員につきましては、資料4-2にございますように独立行政法人大学評価・学位授与機構の運営委員会の意見を聞いた上で機構長が任命するということになっておりますが、専門委員候補者の選出につきましては、本短期大学機関別認証評価委員会が行うものであるとなっており、多数の被推薦者の中から専門的見地にに基づいて選考することが必要であるとなっています。そのために業務を効率的かつ円滑に行うために、認証評価委員会の中に専門委員選考委員会を設置するということになっているわけでございます。選考委員会の委員の選出等ということが2にございますが、選考委員会の委員につきましては、評価対象短期大学の特性を踏まえた上で、認証評価委員会委員及び特任教員及び客員教員を含めた機構の専任教員の中から認証評価委員会の委員長が指名するということになっております。また、委員長は選考委員会の委員の互選によって選出することになっています。

選考委員会における選考手続きにつきましては、3に「選考委員会では認証評価委員会で決定された選考方針に基づき専門委員の選考を行い、その結果を認証評価委員会に報告するものとする。なお、やむを得ない理由があると認めた場合は、選考委員会の選

考結果をもって認証評価委員会の選考結果とすることができる。この場合であっても後日報告をするものとする」となっているわけでございますけれども、この専門委員候補者の選出につきまして何かご意見はございますか。特にございませんでしょうか。それでは、ご了承いただいたものとさせていただきます。

そうなりますと、2の(1)選考委員会委員については、評価対象短期大学の特性を踏まえた上で、認証評価委員会委員及び機構の専任教員の中から認証評価委員会の委員長が指名するものとするということになっておりますので、私のほうから委員の指名をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

選考委員会の委員について、評価対象短期大学の特性を踏まえた上で選考するというのであれば、評価対象短期大学が決定していないと特性を踏まえられないということでしょうか。

ここの趣旨は、評価対象短期大学個々の特性というよりも、短期大学全体の特性という意味でございますので、誤解のないよう文言を修正させていただきたいと思っております。

委員長 この部分につきましては文言を修正させていただくことといたしまして、趣旨としては短期大学全体のバランスを考慮して選考したいということでございます。

それでは、委員の選考についての留意点を配慮いたしまして、特に私立と公立の性格はかなり違っておりますので、選考委員会委員に次の方をお願いをしたいと思っております。まず副委員長でいらっしゃる森脇委員をお願いします。それから、機構の試行的評価の経験をお持ちの大塚委員、私立短期大学から大野委員と佐藤委員、それから公立短期大学から澤井委員と上條委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、6人の委員の方をお願いしたいと思います。

選考委員会における選考結果につきましては、本委員会に報告することになりまして、専門委員の選考方針の中ではバランスを考慮するということがいくつか出てまいりますが、バランスのイメージについてはどのようにお考えでしょうか。

資料4-1の選考方針には、2といたしまして3つの留意点がございしますが、特に(1)と(2)について、短期大学関係者と短期大学関係者以外の有識者のバランスといったときに、例えば1対1、あるいは2対1にするのか、また、短期大学関係者については、国公私立のバランスということですが、評価対象短期大学が公立の場合には公立関係者を2にして、国立、私立の関係者を1にするなど、バランスということが非常に重要になってまいりますが、具体的にどのように受けとめたらよいのかということでございます。

選考委員会では、申請のあった短期大学の状況を見ながら判断していただくことになると思います。有識者のバランスについては、ピアといっても短期大学の教員、評価をよく知っている先生方だけで構成することがないように、外部の有識者の方などを入れてほしいという意味でとらえていただければと思います。

国公立のバランスにつきましては、国立の短期大学は少数ですので公立、私立のバランスが主になるかと思いますが、それも1対1ということではなくて、あくまで選考委員会の中で様々な分野を見ながら判断されていいのではないかと思います。

そうしますと、「留意するものとする」と書いてありますから、良識をもって留意するという程度でよろしいでしょうか。

そのようなご理解でよろしいかと存じます。

この選考委員会において専門委員をどういう基準で構成するかということも検討することになるのでしょうか。つまり、どのように選考されたのかということについては、請求された場合には本来は開示する必要があり、こういう基準で選んだということを確認しておく必要があると思うのです。そのような基準をこの選考委員会で確定させるというのは、現実的には難しいように思いますが、そこまで検討することになるのでしょうか。そうすると、この委員会の場で何かそういうご提案等があればお聞きしておく、あるいは我々が申し上げるということでもよろしいでしょうか。

選考委員会では、例えばこういうことを配慮してこのような選考結果になりましたということをご報告していただきます。その部分について、当然説明責任はあります。

どのような基準で選考したかにつきましては、試行的評価のときの実態を見ますと非常に難しくなります。試行的評価のときは、専門委員をお願いした方に対して、10倍、あるいはそれ以上のご推薦をいただいたのですが、実際には、研究評価もあり、例えば学術会議の登録団体に全部推薦を依頼しましたので、そこから上がってきた候補者にはかなり重複がありました。また、地域性を見た場合には非常に偏っていました。そうしますと、性差、地域性などを配慮すると候補者がいなくなるというような事態も実際には起こりました。

このような事態を少しでも解決しようということで、資料4-1にございますように、「なお、独立行政法人大学評価・学位授与機構においても、各団体等からの候補者の推薦状況を勘案し、必要に応じて候補者を推薦できるものとする」とさせていただいております。これは、上がってきたリストを見て、どうしても欠けている部分がある場合に機構から候補者を推薦するということです。推薦を依頼する際に申請短期大学に合わせ

て推薦をしてくださいというわけにはまいりませんので、分野の偏りが生じることも想定されます。選考に当たりますには、様々なバランスを考慮しなければなりません、どうしても候補者がいないという事態も起こり得ます。専門委員の選考の考え方につきましては、選考委員会でお考えいただいて、本委員会にご報告いただき、それを承認するということになると思います。

専門委員の方を選んで、実際に評価を実施していただくに当たっての研修会につきまして確認させていただきたいと思います。

論文審査ができることと認証評価における委員として活動するということは相当違うと思われれます。書類の上だけの選考になりますので、そこをどのように実際に判断していくのでしょうか。

ただ、機構から必ず教員がお入りになりますので、OJTを繰り返すという現実的な見方もできないわけではないのですが、その点についてもお聞かせください。

それから、選考委員会では候補者の推薦までは行わなくてよろしいのですね。バランスが偏ったりしたときに、さらに候補者を追加するようなことまでは考えなくてよろしいわけですね。

バランスの偏りを補正することができるよう、資料4-1の別紙2の(1)の2行を盛り込んだということでございます。専門委員の研修の件につきましては、専門委員が決定されてから、自己評価書が提出される7月末までの間に実施することを計画しております。

研修の際に用いる資料等につきましては、3回の試行的評価の経験をもとに、例えば、具体的にこういう自己評価書があって、これに対してどう評価したのか、あるいはこういう場合にはどういう資料を追加をお願いしたかという資料がかなり整っていますので、7月末の自己評価書の提出までの間に研修を実行できると考えております。

その後、実際に評価を始めた段階では様々な問題が出てきます。そこで、試行的評価の3年目では、インターネットなどを使ってご質問をいただいて回答するとともに、それをなるべく評価チーム全体で共有していただくような、1対1ではなくて、その評価チームの中では皆さんが見ていただけるように配慮いたしました。実際にお集りいただく時間は限られたとしても、情報を皆さんでなるべく共有していただけるような形で、できる限り配慮したいと思っております。

選考委員会の役割については理解できたのですが、試行的評価においては10倍程度の推薦をいただいたということですが、推薦を求められた団体の立場で考えますと、選考

されなかった候補者はどのようになるのでしょうか。

試行的評価のときにはそのくらいご推薦をいただきました。短期大学の場合はそのまま推薦いただくことは難しいと思います。

要するに関係団体においても候補者の選考プロセスについては非常に慎重にやるはずで、私の所属している団体で想像すれば、正副会長会議や、常任理事会を経て推薦者は決まってきます。しかし、実際に候補者を推薦したけれども、例えば2年間なら2年間の任期で1回も専門委員に選考されない、選考されるのは10分の1の確率であると、関係団体の協力は得にくいのではないかという不安がございます。

例えば20人、候補者ナンバー1からナンバー20まであったとして、A短期大学評価のときにはナンバー1の人が指名されなかったけれども、B短期大学のときには指名されますというように、団体が推薦した候補者がどの短期大学を担当するかわからないけれども、大半は専門委員に選考されるということであれば非常に推薦しやすいと思います。しかし、推薦しても10分の1しか選考されないとなると、推薦をいただくのは難しいと考えます。今のところ、依頼する数や選考される確率などについて、検討は進んでいるのでしょうか。

確かに、推薦をたくさんしたけれども、専門委員に選考されたのは、例えばそのうちの1人か2人になってしまったという問題もございます。資料4-1の2に委員の選考の留意点がございしますが、これらに配慮されて推薦されてくれば、推薦していただいた方に専門委員をお願いするということになると思うのですが、試行的評価の経験では、特に地域性とか、性差とか、大学関係者以外の有識者とのバランスを考慮しますと、必ずしもうまくいかない部分がございました。

それから、試行的評価の場合には、国立大学関係者以外の有識者については、幾つかの経済団体等からご推薦いただいたのですが、実はほとんどご本人には了解がなく、ノミネートはしていただけるのですが、実際にどうということをお願いするかはこちらから伺って説明してご了解いただいた方もかなりいました。一方で、本人にも了解をとって推薦してくださいと言うと、途端に推薦者がほとんどゼロになってしまうという逆の事情もございます。

短期大学の場合には専門委員の10倍の推薦をいただくというのは無理であると思いますが、試行的評価の経験を踏まえると、どうしても今のようなことにならざるを得ないと思います。

各関係団体に対応していただけるように、候補者を推薦していただく文書の中でも、

こういう分野でこういう配慮，あるいは何人ぐらい推薦していただきたいというような工夫を可能な限りしたいと思っております。また，ご推薦いただいた候補者につきましては，なるべく認証評価の1サイクル目には選考されなくとも，2サイクル目には参加していただけるようにすることも考えております。

推薦していただいたにもかかわらず，何も連絡がなかったと指摘されるケースと，その逆のケースもあろうかと思えますから，そのあたりは頼み方にもよるのかと思えます。委員長 いずれにしても，なかなか推薦するというのは難しいと思えます。最近では認証評価機関が非常に増えましたので，あちこちから推薦を頼まれており，実際の専門委員の10倍の推薦者は考えられないので，むしろお願いするのが大変ではないかと思っております。特に公立短期大協会関係を考えますと，あちこちから依頼されるので，どこに何人割り振りするかが非常に問題になっておりますけれども，是非，多くの推薦をいただければありがたいと思っております。

(3) 選択的評価基準「研究活動の状況」の評価方法等について

委員長 3つ目の議題「選択的評価基準『研究活動の状況』の評価方法等について」でございます。以前に選択的評価基準につきましては，社会貢献といったものが非常に重要であるというふうなことが検討されまして，本委員会でも数回にわたり様々なご意見等を賜ったと思えます。主体は研究活動でございますが，それらを踏まえて，社会的貢献についてもここで評価してほしいということが前回での話だったと思えます。それに基づきまして機構でもご検討いただいたということでございますので，まず事務局からその資料について説明をお願いします。

今回はまとめるということではなく，ご意見等を賜りたいということでございますので，自由にいろいろとご発言をお願いしたいと思います。

それでは，資料5「選択的評価基準『研究活動の状況』について」をご覧くださいければと思います。

前回の委員会におきまして，平成18年度から実施いたします選択的評価基準「研究目的の達成状況」について，引き続き検討を行っていくとご案内させていただいたところでございますが，これについて機構内において検討を進めてまいりましたので，ご意見をいただければと存じます。なお，当該選択的評価基準の名称につきましては，「研究活動の状況」と変更したところでございます。

この基準の基本的な考え方でございますが，短期大学は優れた人材の育成とともに，

幅広い研究活動等の取組により、広く社会、経済、文化の発展を支えていく重要な役割を担っております。さらに、大学という公共的な機関という立場でございますので、これまで以上に開かれた運営と社会的責務の履行に努めていくことが求められているということで、アカウンタビリティの視点が重要であろうかと思えます。こういった社会的な要請を踏まえた上で、本基準では、短期大学の目的に即して展開されております様々な研究活動の実施体制、また現況を確認する上で活動状況や、そこから得られた研究成果等について多面的な分析を行うことによって、短期大学という組織としての全体の研究活動の状況について評価をすることによって社会に示していくことを基本的な考え方としてはどうかでございます。基準の内容につきましては、短期大学の目的に即して、研究体制及び支援体制が整備されているということ、また、研究活動の内容にかかわる部分といたしまして、その目的に即して研究活動が活発に行われており、研究成果が上がっていることとさせていただきます。

当該基準の基本的な観点としましては、1 - といたしまして、目的に即して、研究体制及び支援体制が適切に整備され、機能しているかどうか。1 - といたしまして、その活動を検証し、問題点を改善するためのシステムが整備され、機能しているかどうか。また、2 - といたしまして、目的に即して研究活動が活発に行われているか。2 - といたしまして、目的に即して研究成果が上がっているか。これは研究成果を広くとらえていただく意味で、学術的な業績や、社会的な効果、それぞれの様々な研究成果について、目的を踏まえて研究成果が上がっているかどうかを評価するということです。以上のような4つの基本的な観点を立てております。

また、これら基本的な観点をご確認いただく上での資料を、「評価資料について」に示しております。これはあくまで参考であり、これ以外のものも考えられるかと思えますが、対象組織からの提出書類として次のものが考えられ、これらに基づき分析を行うということです。まず「短期大学の研究活動全体の状況の把握に係る根拠資料・データ等」といたしまして、基本的な観点の1 - を見る視点といたしましては、研究体制や支援体制がわかるもの、例えば教員等の配置状況でありますとか、施設の整備、活用の状況等々の資料を提出していただいて分析を行うということでございます。基本的な観点1 - の視点といたしましては、研究活動を検証し、問題点等を改善するためのシステムの整備、機能状況がわかるもの、例えば委員会等のシステム体制、活動状況等、また外部評価、自己点検・評価等の状況等のわかるものなどを分析することによって評価をするとしております。基本的な観点2 - の視点といたしましては、全教員の主要

な研究活動記録でありますとか、受賞記録、また競争的資金の獲得状況がわかるものなどにより分析を行うとしております。

また、次の「研究業績等の水準判定に係る根拠資料・データ等」につきましては、基本的な観点2 - に対する視点でございますが、評価に当たっては研究業績等の水準判定に係る根拠資料・データ等も必要であろうということで、それを把握できる資料により行うということでございます。これについては、実際の研究の内容面までご覧いただいて、その水準を判定する作業も伴ってまいります。全教員の膨大なデータを把握することができるのかといったこともありますので、その実現可能性を考慮しつつ、ある程度研究業績等の数を制限することも考えられるのではないかとすることを今後検討する必要があると思います。このような資料に基づきまして、個々の研究の水準等も見ながら、全体の状況をデータにより分析し、最終的に組織としての目的の達成状況を評価していくということでございます。

3 ページに評価方法について示しております。対象短期大学の研究業績等についてそれぞれの専門領域の評価担当者が判定作業を行うということでございます。水準判定の資料を確認するに当たっては、専門領域の評価担当者の組織を設けまして、そこで判定作業を行うことを考えておりますが、その際に、1つの研究業績に対して1人が評価するのではなくて、複数の方が判定を行う仕組みが必要かと思っておりますので、こういった形でこの水準判定を行う組織を設けていくかということにつきましては、今後検討を要するとさせていただきます。

(2) につきましては、水準の判定を行う組織から上がってまいりました判定結果を評価部会が受けまして、当該水準判定とともに、対象短期大学全体の様々な資料を踏まえて、最終的な組織としての本選取的評価基準に係る評価をまとめていくというご提案でございます。

委員長 何か補足はございますか。

選取的評価基準の名称についてでございますが、昨年までは「研究目的の達成状況」ということにしておりましたけれども、機構内でかなり議論し、変更いたしました。変更の理由として、教育と直接つながった研究指導、あるいは研究に関しては基準3で扱っており、さらに、選取的評価基準で研究に関する基準があるということが挙げられます。この選取的評価基準に関しては申請短期大学が、選取的に実施するところでございますが、どういうことを想定して選択するのか、また、私どもの評価委員会がこういう結果を出して、社会がどういうことをここで見ようとするかを勘案いたしますと、組織

としての研究活動の状況を見るのではないかと思います。研究目的の達成状況といえますと、何かその組織で重点領域があって、その目的がどうなっているかというところに非常に絞られてきてしまうという印象があるのではないかとこのことがありました。しかし、求められるものは、組織の研究の現在の状況というものを明確にすることであろうと思います。以上のことを勘案いたしまして、組織としての研究活動の取組全体を評価するというニュアンスを少し強調する形として、「研究活動の状況」という名称に変更いたしました。

また、資料5にありますように、基準の内容を2つに分けて、1つは研究体制、あるいは研究支援体制がどのように整備されているか、これはインプットのあるいはプロセス的なところを見るということ、2つ目として短期大学の研究活動が活発に行われて、しかも成果が上がっているのかという、アウトカムを見るという二段構えで評価を行い、全体で組織の現在の状況を明らかにしていくという形にしてみました。

したがって、基本的な観点に関しましては、1 - ， ，あるいは2 - ， で構成し、評価資料として、2 - については、短期大学で行われている研究活動の全体の状況を把握できるような外形的データをお願いする。例えば研究体制がわかるもの、システムの整備や機能がわかるもの、あるいはその研究活動記録、受賞記録、競争的資金の獲得状況などの提出をお願いする。同時に、どのくらいの成果が上がっているかは、そこで行われている研究の質にある程度入らないと判断できませんので、質を見るという部分が2 - ということになります。

2 - の部分に関しましては、小規模の短期大学であれば、特に問題はないと思われるのですが、試行的評価の際の経験を申し上げますと、例えば国立大学ということも想定して考えてみますと、現在、教員は全国で65,000人ぐらいおります。ですから、それを非常に限られた学部の方の全員の業績を出していただいて判断しましたが、65,000人の全員の業績が出てきたら、実現可能性がございませんので、研究の質を見るところについては、限られたある数のものを見るということにせざるを得ないだろうと考えております。短期大学の場合には、どのくらいの研究業績を評価するかということはまだ決まっておりますが、ある程度の限られた数を出していただいて研究業績の水準の判定を行い、アウトカムの部分を見るという構造にしております。

ですから、今日ご意見をいただきたいのは、1つは研究活動の状況という多少項目の名前を変えて、組織全体のことを評価できるというニュアンスを少し強調するようにしたという点と、基準の内容を、研究体制あるいは支援体制というものを見る部分と、研

究活動のアウトカムを見る部分とし、後者については成果の水準を判定する作業をした上で、全体をまとめるという方法でよいかという点であります。

また、どのように研究の質の面の評価を実現していくかという評価の体制の問題がありますが、前者に関してご意見をいただいた上で、必要であれば改善をし、その辺が固まりますと、この体制は実現可能性によって決まるので、まずは是非ご意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

委員長 本委員会での様々なご意見等を勘案いたしまして、機構で、短期大学に即して検討していただいたご提案でございますけれども、これについてご意見はございますか。

この評価全体を、例えば「主として教育評価に関する」というような副題でもつけていただければ、私としては非常にすっきりすると前から思っていたのです。

というのは、今回研究評価が少し入りましたけれども、前にも申しました社会貢献のところが消えてなくなりました。私の所属する短期大学は来年から公立大学になるので何か特色ある取組を行えればと思っているのですが、その際に大学独自で社会貢献に対する評価を実施しようかと思っております。そうしないと、設置者の意見には対応できないのです。今一番言われているのは、大学は教育・研究を行うのは当たり前で、社会貢献をどれだけ行っているかということでもあります。研究評価については、ここに書いておられるぐらいの資料であれば出せるかと思っておりますので、研究評価については特に問題はないです。ただ、これで大学評価であると言われると、多分お困りの公立大学が出てくるのではないかと思います。公立大学の使命は、地域貢献が大きいものですから、主として認証評価は教育評価であるということがどこかにわかるように書いていただき、位置付けをはっきりしていただくと非常にすっきりすると感じております。

今の点につきましては、短期大学機関別認証評価実施大綱の1頁、「評価の基本的な方針」のところで、「(2)教育活動を中心とした評価」と明確に示しております。この点については、私どもの機構の評価の特徴の1つと考えている次第でございます。

わかりました。ただ、文章中に書いてあると見落とす可能性がありますので、副題でもつけていただければ、これは教育評価であり大学評価ではありませんというイメージが浮かんでくるということでございます。

そのご要望に関しましては、現在1枚か2枚のパンフレットを作っておりますので、それにはかなりはっきり見える形で書いておりますので、そのメッセージは伝わるのではないかと考えております。

この評価結果を受験生などが参考にするなど、大学間の評価が決まるわけですから、

これが大学評価であると言われると、教育にフォーカスを当てている大学はよろしいでしょうけれども、地域貢献にフォーカスを当てると言われて設置された大学は結構苦しくなるということです。ですから、これは教育評価だということがわかるような形にさせていただくと非常にありがたいと思います。

1月28日に我が国の高等教育の将来像という中央教育審議会の答申が発表されて、そこにも短期大学の特徴についてかなり記載されておりまして、「地域に貢献する」という文言がついていたと思います。その意味でも、各短期大学の個性をいかに目的のところに記述するかということが重要だと思います。

ですから、研究活動の状況についてはむしろその点で心配な部分がございます。基準の内容に「短期大学の目的に即して」ということが書かれているのは、非常にいいと思います。おそらくそこでは、地域との連携の中での研究活動が目的に掲げられてくると思います。そうすると、従来の研究の枠組みでは、研究できないような学際領域、総合領域などの研究活動がかなり多くなってくると思います。そこで、私はこの基準そのものはいいと思うのですが、その目的を達成するために、どういう評価をするかが問題になると思います。例えば全教員の主要な研究活動記録を出して下さいとなると、これが例えば評価部会、各研究領域の専門部会でどういう評価がなされるのかというのが心配なのです。

ですから、国立の総合大学では、世界的水準の研究を目指すということが中期目標に掲げられているところがあり、それを評価するとなると研究業績の水準をある程度判定する委員が必要だと思うのですが、短期大学の場合、専門部会を作ったときに、同じように絶対基準で評価していいのかを明確にしておいたほうがいいのではないかという危惧を感じました。

さらに、短期大学の目的に即してどういう研究活動の状況にあるのかということをお我々は判定するものであり、研究活動すべてを判定しなさいという評価ではないはずなので、その部分で必要な情報を各短期大学がいかに自己評価書で示せるかということが大事であると思います。網羅的に評価資料が揃えられて、我々が評価する側に立ったときに、そのすべての資料と自己評価書の整合性を判断する作業をしなくてはならないとなると、評価する側も大変です。ですから、自己評価書で短期大学がどういうことを主張したいか、それを裏づける資料があるかという確認ができるような、その範囲の資料があれば、評価というのは事足りるということを明確にしておく必要があると思います。機構側からは根拠資料の例示として挙げているのですが、この前の説明会でも、かなり

大学の側は誤解をしていた点がありましたので、その辺を明確にしておかないと混乱することになるのではないかと思います。

例えば、大学評価・学位授与機構の学位の専門委員会において専攻科の認定を行うときには、教育の授業科目を担当できる研究のベースがあるかという点で判定するわけですから、どんなに研究業績が上がっても、例えば幼児科の授業を持つというのに、幼児教育に関する業績が全くなく、例えば理学系の学位を持ち、業績もたくさんあったとしても、我々はそういう教員に対して業績不足として判定せざるを得ないということがあられるわけです。つまり、目的によって評価の方法が違ってくるのではないかと思います。そこを短期大学の場合には特に検討していく必要があるのではないかと思います。

そういう意味で言えば、基準の内容2ですが、この「研究活動が活発」という、その活発という言葉がここで適切なのかなのかと思います。むしろ目的の達成に向けて研究活動が適切に行われ、研究成果が上がっているというような言い方でいいのではないのでしょうか。活発という言葉には、目的以上みたいなニュアンスもあるように感じられます。以上です。

委員長 評価資料につきましては、非常にたくさんの例が挙げられているのですが、あくまでこれは例示であって、これを全部揃えるということではないということでございます。ですから、こういったものの中のどれかをお出しいただければいいということでございます。

「目的」というのは、大学として1本で書かなければいけないものではないでしょうか。非常に基礎的なものを担っている部分と、直接現場に対応したような部分では業績の評価はかなり違うと思うのです。基礎的な部分ですと、インパクトファクターの数や、海外の評価の高い雑誌への掲載数などの話になるでしょうし、現場に対応した部分については、かなり地域性の強いものを記述せざるを得ないかと思っています。

いずれにしても目的をしっかりと書いて、それに対応した中身があるかということを審査していただけるような材料を揃えるということになるのですが、目的を多少場合分けしていいのかわかるか、お教えいただければと思います。

私は目的が複数であってもいいと思います。ただし、それぞれの目的に対応した成果というのがあって、例えば社会貢献という視点から見たときの研究成果があるわけですが、それは目的を見ないと、どのくらい成果があったかというのは判断が難しいということで、短期大学の目的に即してそういう成果が上がっているのかを判断するわけです。

例えば建築関係ですと、ある建物が成果としてあり、その建物が高く評価されるのであれば、それは評価の対象となると思いますので、例えば国際的レベルの研究を目指すだけではなくて、地域に貢献するというように、目的は複数であってもいいと思います。

それから、資料例として挙げているのは、今までこのような様々な資料が使われたということが示されているものです。例えばこういう資料を提出していただければ、評価が可能であるというものがあればそれに絞ってもいいと思いますし、この点はむしろ本委員会で議論していただければと思います。本資料は短期大学のみならず、例えば大学、高専についても含んだ形で書いてございますので、そういう性質のものであるということをご理解いただければと思います。

資料5の文面で見ますと、どちらかというところ、研究機関としての整合性を診断するという、スタティックな色彩がやはり強いと思います。例えば当該短期大学が目的との関連で、こういう課題研究を起し、その成果を見てほしいというような場合には、基礎的には研究機関としてそれなりの整合性があるかということは当然あり得ますが、その当該プロジェクトに関して、重点を置いて審査をするというような、何か工夫をこの中に加えてくださると、今おっしゃった意図がはっきりしてくるのではないかと思います。

この記述につきましては、かなりシンプルにしたので不明確な部分がございます。ただ、評価資料の については、かなり外形的な、全体の組織がどうか、例えば現在プロジェクトになっているものが中心に出てきているなどを評価し、 においてその成果を個々の研究業績の水準として評価するという構造です。多少表現が十分ではないかと思しますので、皆さんに理解をしていただけるように工夫いたします。

評価の方法について、各専門領域の評価担当者が評価するということに限定されてしまいますと、個人研究の水準に重きを置いてしまって、短期大学の組織としての活動状況というのが評価されない恐れもあります。この選択的評価基準が加わるとなると、文部科学省へ変更届けを出して、専門委員を選ばなければならない。そうすると、専門委員を選考委員会が選ぶときには、この専門領域ごとの委員も視野に入れて選ばなければいけないということになると思いますが、そういうことでよろしいですね。

個々の研究業績の水準を判定するための専門委員はそうなります。基本的には専門領域のくくりは科学研究費補助金の判断方法を踏襲せざるを得ないだろうと思っております。ただし、問題がありまして、例えばそういう判定組織のセットを短期大学用、大学用を別々に、同じ分野ごとに編成していくとなると、多分これは実現可能性がなくなると思います。非常に膨大な専門委員の方が必要となりますので、短期大学だけではなく、

大学の状況も見て、どういう方法が有効かつ効率的にできるのかということを検討していかねばなりません。

先ほどは評価部会についてご議論いただきましたが、むしろこの研究業績の水準の判定をする組織が人員の面で非常に大きいのです。例えば1つの研究業績を1人で判定するのでは公平性がないだろうということで、2人で判断していただくということになりますと、それだけで勘定しても、ここに動員しなければならない人間の数は非常に大きくなってまいります。

そこで専門部会がつくられる可能性がありますね。

実現可能性で体制が限定されてしまうということはかなり考えられることであると思います。

ですから、短期大学の場合にはこういう基準、こういう考え方で研究業績の水準の判定をするという議論をしていただき、実際に水準判定をしていただく方には、実現可能性について十分理解していただいた上で、評価結果をいただくということをやらざるを得ないと思います。

話は戻るのですが、社会貢献については、中央教育審議会の答申の中にも地域貢献というのがあります。そこで、短期大学に求められている地域貢献について、例えば教員のレベルで見た場合に、教育とか研究の専門性以外に、どんなことが求められているのかということが見えないのです。機構の評価は教育を中心としていますが、研究についても選択的評価基準としてありますから、短期大学の目的の中に地域に貢献する教育のあり方、あるいは研究を背景とした地域への貢献ということが記述できるので、この評価が「大学評価」として立派に社会にも通用すると思っているのですが。

主として教育に特化した評価になりはしないかという危惧があるのです。もちろん地域貢献を通じて教育にも、研究にもその成果・効果は返ってきますし、その逆もあるということで三位一体だと私は思っているのですが、地域貢献の分がペーパーになって評価されるのであれば、その中に含まれるという理解もあるでしょうけれど、社会貢献の実施が先に動いている部分というのも結構あるのです。その点が、この評価になると、根拠資料として提出することが困難であり、評価されない可能性があるのではないかと思います。地域貢献、社会貢献について努力している人たちが元気が出ないということになりはしないかということをちょっと心配しているのです。

そういう方面の研究をやられているから、そこで参加しているという背景があるわけですね。

研究をベースにしていることは、事実なのですが、現実には研究以外にも、幅広い活動が存在しています。

社会貢献が大事であればこの評価には入れられると思います。教育とか研究に入らない、例えば短大が財産を持っていて、土地をうまく販売して財産を増やしたということなど、そういうところまでじゃ我々は評価できないという部分はあると思うのですが、教育・研究の範囲で大学評価を行うというスタンスで私はいいんのではないかと思います。

その中には多くの部分は含まれるでしょうけれども、含まれない部分もどうもあるような気がしまして、少し申し上げました。

委員長 まだまだいろいろとご意見がありそうでございますが、本日いただきましたご意見等も、もう一度整理していただいて、また次の機会に議論していただきたいと思っております。

(4) その他

委員長 それでは、その他の点について事務局からお願いします。

まず資料6「短期大学機関別認証評価に関するスケジュール」をご覧くださいければと思います。

本年度は本日の会議で終わりでございますが、次回は来年度の4月下旬に委員会を開催したいと考えております。次回は、専門委員の選考、また評価担当者の研修について等を審議していただく予定でございますが、この専門委員の選考につきましては、若干流動的でございますので、5月開催の委員会にずれ込む可能性もございます。また、本日ご議論いただきました研究活動の状況の評価方法について引き続きご検討いただき、平成18年度の短期大学機関別認証評価実施大綱、短期大学評価基準、自己評価実施要項等のたたき台等についてご確認いただきます。この平成18年度の大綱、基準につきましては、大綱の中にも定めてありますように、広く関係団体等の意見を聞いて、委員会で決めていくとしておりますので、この原案についてご意見をいただいた上で、また再度5月下旬、もしくは6月にずれ込む可能性もございますが、9回目の委員会を開催いたしまして、正式に大綱、基準等を決定してまいりたいと考えております。これにつきましては、文部科学省へ大綱等の変更の届け出を行うこととなります。

平成17年度実施分の認証評価に関しましては、評価部会の設置、評価部会内での部会

長，副部会長等の役割の決定，評価担当者への研修等を経て，実際の評価作業も始まってまいります。自己評価書の提出期限が7月下旬とずれ込んでまいりましたので，実際の書面調査の作業は8月からの開始となります。

次に，書面調査を行った結果を踏まえまして，10月の中旬から11月の中旬ぐらいまで訪問調査が行われます。この調査結果を踏まえて，最終的な評価報告書の取りまとめ等を行い，1月中旬ごろに最終的な本委員会としての評価結果報告書を取りまとめ，意見の申し立てを受けた上で3月に評価結果の確定・公表ということになります。

また，平成18年度の認証評価の申請受付も9月下旬から行う予定でございまして，評価対象短期大学の状況に合わせた専門委員の選考なども秋にはお願いすることになるかと思えます。全体はこのような予定になっております。

また，ご報告でございしますが，参考資料3「短期大学の自己評価担当者に対する研修会の実施について」でございします。先週，2月23日付で本会議室におきまして研修を実施いたしました。まだ正式な申請はそろっておりませんでした，希望された短期大学の方に参加していただいて，実際の自己評価書の作成の方法につきまして，サンプル等をお示しさせていただきながら研修を行ったところでございします。以上でございします。委員長 スケジュール等について何かご質問はございしますか。

特にございませぬようですので，以上をもちまして本日の委員会を終わりにいたします。どうもご協力ありがとうございました。

了